

令和 8 年度 委託仕様書

- 1 委 託 名 中央公民館ほか 14 館防災用設備保守点検 業務委託
.....
- 2 施 工 場 所 川越市三久保町 18 番地 3 ほか
- 3 積 算 原 価 円 (月額)
- 4 予 定 支 出 額 円 (月額)
- 5 委託概要 各公民館の防災用設備（自動火災報知器、誘導灯、消火器等）の保守点検業務及び防火対象物の定期点検業務を委託するもの。

委 託 内 訳 書

(単位：円)

中央公民館	円
北公民館	円
芳野公民館	円
古谷公民館	円
南古谷公民館	円
高階南公民館	円
福原公民館	円
大東南公民館	円
霞ヶ関公民館	円
霞ヶ関西公民館	円
霞ヶ関北公民館	円
川鶴公民館	円
山田公民館	円
中央公民館分室	円
さわやか活動館	円
合計（税抜）	円
消費税額	円
合計（税込）	円

中央公民館ほか 14 館

防災用設備保守点検業務委託仕様書

1 目 的

本業務委託は、市の管理している各施設に配置されている防災設備（自動火災報知設備、誘導灯設備、非常電源設備、非常放送設備、防排煙設備、ガス漏警報設備、消火器、防火対象物等）の外観機能点検及び総合点検を、消防法、消防法施行令、消防法施行規則等に定められた点検要項に基づき実施し、設備の機能保全を図ることを目的とする。

2 委託対象施設の概要

公民館名	所在地	電話番号
中央公民館	川越市三久保町 1 8 番地 3	2 2 2－1 3 9 4
北公民館	川越市氷川町 1 0 7 番地	2 2 2－1 4 0 0
芳野公民館※	川越市大字北田島 1 1 9 番地 2	2 2 2－1 8 7 3 令和 9 年 3 月移転予定 以降の連絡は中央公民館
古谷公民館※	川越市大字古谷上 3 8 3 0 番地 2	2 3 5－1 8 3 4
南古谷公民館※	川越市大字今泉 3 7 1 番地 1	2 3 5－1 5 1 9
高階南公民館	川越市藤原町 2 3 番地 7	2 4 5－3 5 8 1
福原公民館※	川越市大字今福 4 8 1 番地 3	2 4 2－5 0 0 5
大東南公民館	川越市南台 3 丁目 4 番地 3	2 4 2－0 4 9 8
霞ヶ関公民館※	川越市大字笠幡 1 7 7 番地 1	2 3 1－1 0 0 9
霞ヶ関西公民館	川越市大字笠幡 3 0 0 1 番地 1 2	2 2 7－6 5 5 1
霞ヶ関北公民館	川越市的場北 1 丁目 1 8 番地 6	連絡は中央公民館
川鶴公民館※	川越市川鶴 2 丁目 8 番地 3	2 3 3－9 3 0 6
山田公民館※	川越市大字山田 1 6 1 番地 7	2 2 4－4 1 9 4
中央公民館分室	川越市六軒町 2 丁目 1 5 番地 1	連絡は中央公民館
さわやか活動館	川越市大字的場 2 6 4 9 番地 1	連絡は中央公民館

※は市民センターを含む

3 委託期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで（1 年間）
（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

4 支払方法

2 回払い
令和 9 年 4 月（1 0 ～ 3 月保守点検分）

令和 9 年 1 0 月（4～9 月保守点検分）

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6 法律・規則等の遵守

受注者は、本市の契約諸規定に従うとともに、次の諸法令等を遵守すること。

- （1）消防法
- （2）消防法施行令
- （3）消防法施行規則
- （4）建築基準法
- （5）その他関係諸法令

7 諸書類の提出

受注者は、業務着手前に以下の書類を提出すること。

- （1）作業計画書（作業日程等）
- （2）作業内容報告書（作業手順等）
- （3）その他市指定のもの

8 受注者（作業者）の資格

点検を行う者は、防火対象物点検については防火対象物点検資格者、設備点検については「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成 1 6 年消防庁告示第 1 0 号）」に沿った消防設備士又は消防設備点検資格者とする。

また、受注者はその者を直接雇用しているものとする。

9 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び本市職員との業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、市に報告すること。

10 業務遂行時間

原則、館内整理日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの間に実施すること。なお、発注者の都合や発注者がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

11 作業内容

受注者は、委託対象施設に設置してある消防設備の機能保全のために定期的に技術者を派遣し、消防関係法令に定められた点検方法、内容を誠実

に実行すること。（点検内容は別紙一覧のとおり）

点検の結果、機器の故障や破損等異常を発見した場合は速やかに発注者へ報告の上、最善の処理を行うこと。

また、年に２回程度の各公民館及びさわやか活動館の消防訓練に立ち合いの上、設備等の説明を行うこと。

12 点検回数等

点検回数は、下記表に定める。但し、総合点検は、外観機能点検を兼ねることができる。また、このほか非常時及び緊急時に対応するものとする。

内容	回数	
	① 令和８年１０月 ～令和９年３月	② 令和９年４月 ～令和９年９月
防火対象物点検		○
総合点検		○
外観機能点検	○	○
非常電源設備運転負荷試験		○
消防訓練立ち会い	○	○

※○のある期間にそれぞれ１回行うこととする

※非常電源設備運転負荷試験の際はエンジンオイルの交換も行うこと

※公民館が希望する場合、または認める場合を除き、①の期間は原則１月または２月、②の期間は原則７月または８月に実施すること

13 報告書の提出

受注者は、各種点検作業の結果について、各施設別に点検結果表を２部提出すること。また各点検結果提出の際、設備機器等の交換及び修理等が必要な場合は、速やかに各施設へ報告すること。

14 諸官庁への届出

受注者は、関係官庁に対する必要な一切の諸手続を、本市の承認を得て代行すること。

15 その他の事項

- (１) 受注者は、業務を遂行するにあたり、建物・設備・機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は、発注側の責めに帰する場合を除き、その責めを負うものとする。
- (２) 受注者は、点検試験に際し、設備の老朽化、軽微な損傷及び腐食等による機能障害については、常に使用できるように点検調整を行うこと。
- (３) 受注者は、設備に故障事故等発生の場合は直ちに技術員を派遣し、正常な状態に復すること。

- (4) 受注者は、点検業務の実施にあたっては、本市職員と十分な打合せの上、その指示に従うこと。
- (5) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
- (6) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (8) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意を持って行うこと。

点検内容一覧

公民館名	共通点検 ※	ガス漏 警報装置	自家発電 設備	非常放送 設備	排煙・防火扉 及びシャッター
中央公民館	○		○		
北公民館	○	○		○	
芳野公民館	○				
古谷公民館	○				○
南古谷公民館	○				○
高階南公民館	○			○	○
福原公民館	○				
大東南公民館	○			○	○
霞ヶ関公民館	○			○	
霞ヶ関西公民館	○			○	
霞ヶ関北公民館	○			○	
川鶴公民館	○	○		○	○
山田公民館	○				
さわやか活動館	○			○	

※共通点検は以下の４項目

- ①防火対象物定期点検 ②自動火災報知設備点検
③誘導灯設備点検 ④消火器保守点検

※中央公民館分室は以下のとおり

公民館名	誘導灯 設備	消火器 保守点検	非常警報 設備
中央公民館分室	○	○	○

自動火災報知設備点検委託内訳

設置場所	中央	公民館
項目	単位	数量
受信機 1級 回線	台	1
表示器 8/10回線		
分布型感知器	個	
スポット型 差動式	個	53
感知機 定温式	個	7
煙式感知器	個	10
発信機	個	4
電鈴	個	4
常用電源	式	1
予備又は非常電源	式	1

設置場所	北	公民館
項目 1991年製	単位	数量
受信機 1級 回線	台	1
表示器 回線		
分布型感知器	個	
スポット型 差動式	個	20
感知機 定温式	個	4
煙式感知器	個	6
発信機	個	2
電鈴	個	2
常用電源	式	1
予備又は非常電源	式	1

設置場所	芳野	公民館
項目 1994年製	単位	数量
受信機 2級 回線	台	1
表示器 3/5回線		
分布型感知器	個	
スポット型 差動式	個	16
感知機 定温式	個	4
煙式感知器	個	3
発信機	個	2
電鈴	個	2
常用電源	式	1
予備又は非常電源	式	1

設置場所	古谷	公民館
項目 1985年製	単位	数量
受信機 2級 回線	台	1
表示器 3/5回線		
分布型感知器	個	3
スポット型 差動式	個	18
感知機 定温式	個	6
煙式感知器	個	3
発信機	個	2
電鈴	個	2
常用電源	式	1
予備又は非常電源	式	1

設置場所	南古谷	公民館
項目	単位	数量
受信機 1級 回線	台	1
表示器 3/10回線		
分布型感知器	個	
スポット型 差動式	個	26
感知機 定温式	個	4
煙式感知器	個	4
発信機	個	2
電鈴	個	2
常用電源	式	1
予備又は非常電源	式	1

設置場所	高階南	公民館
項目	単位	数量
受信機 1級 回線	台	1
表示器 5/5回線		
分布型感知器	個	
スポット型 差動式	個	44
感知機 定温式	個	5
煙式感知器	個	4
発信機	個	3
電鈴	個	3
常用電源	式	1
予備又は非常電源	式	1

設置場所	福原	公民館
項目 1979年製	単位	数量
受信機 2級 回線	台	1
表示器 3/3回線		
分布型感知器	個	
スポット型 差動式	個	26
感知機 定温式	個	15
煙式感知器	個	4
発信機	個	2
電鈴	個	2
常用電源	式	1
予備又は非常電源	式	1

設置場所	大東南	公民館
項目 1984年製	単位	数量
受信機 1級 回線	台	1
表示器 5/5回線		
分布型感知器	個	
スポット型 差動式	個	29
感知機 定温式	個	3
煙式感知器	個	7
発信機	個	2
電鈴	個	2
常用電源	式	1
予備又は非常電源	式	1

設置場所		霞ヶ関	公民館
項目	1997年製	単位	数量
受信機	1級 回線	台	1
表示器	2/10回線		
分布型感知器		個	
スポット型 感知機	差動式	個	6
	定温式	個	8
煙式感知器		個	20
発信機		個	2
電鈴		個	2
常用電源		式	1
予備又は非常電源		式	1

設置場所		霞ヶ関西	公民館
項目	2018年製	単位	数量
受信機	2級 回線	台	1
表示器	回線		
分布型感知器		個	
スポット型 感知機	差動式	個	15
	定温式	個	13
煙式感知器		個	8
発信機		個	2
電鈴		個	0
常用電源		式	1
予備又は非常電源		式	1

設置場所		霞ヶ関北	公民館
項目	1989年製	単位	数量
受信機	2級 回線	台	1
表示器	4/5回線		
分布型感知器		個	
スポット型 感知機	差動式	個	27
	定温式	個	7
煙式感知器		個	2
発信機		個	2
電鈴		個	2
常用電源		式	1
予備又は非常電源		式	1

設置場所		川鶴	公民館
項目	1988年製	単位	数量
受信機	1級 回線	台	1
表示器	5/10回線		
分布型感知器		個	
スポット型 感知機	差動式	個	19
	定温式	個	9
煙式感知器		個	7
発信機		個	2
電鈴		個	2
常用電源		式	1
予備又は非常電源		式	1

設置場所		山田	公民館
項目	1997年製	単位	数量
受信機	2級 回線	台	1
表示器	3/3回線		
分布型感知器		個	
スポット型 感知機	差動式	個	28
	定温式	個	4
煙式感知器		個	2
発信機		個	2
電鈴		個	2
常用電源		式	1
予備又は非常電源		式	1

設置場所		さわやか	活動館
項目		単位	数量
受信機	級 回線	台	1
表示器	8/10回線		
分布型感知器		個	
スポット型 感知機	差動式	個	3
	定温式	個	2
煙式感知器		個	4
発信機		個	2
電鈴		個	0
常用電源		式	1
予備又は非常電源		式	1

誘導灯設備点検・消火器保守点検委託内訳

名称	誘導灯設備点検 (個)	消火器保守点検 (本)	備考
中央公民館	12	16	
北公民館	12	8	
芳野公民館	6	11	
古谷公民館	7	12	
南古谷公民館	14	10	
高階南公民館	12	21	
福原公民館	10	13	
大東南公民館	15	9	
霞ヶ関公民館	6	11	
霞ヶ関西公民館	13	10	誘導灯はほか標識2個 消火器うち1本は屋上
霞ヶ関北公民館	17	8	
川鶴公民館	14	14	
山田公民館	9	9	
中央公民館分室	5	3	
さわやか活動館	19	11	
合計	171	166	

ガス漏警報設備等点検委託内訳

項目	単位	数量	公民館名及び数量							
ガス漏警報装置		合計	北	川鶴						
受信機 級 / 回線	台	2	1	1						
検出機	個	6	2	4						
警報装置	個	2	2							

項目	単位	数量	公民館名及び数量							
非常電源設備		合計	中央							
自家発電設備（ディーゼル式）	台	1	1							
蓄電池設備	個	1	1							

項目	単位	数量	公民館名及び数量							
非常放送設備		合計	北	高階南	大東南	霞ヶ関	霞ヶ関西	霞ヶ関北	川鶴	さわやか
増幅器100W迄	台	8	1	1	1	1	1	1	1	1
スピーカー	個	132	13	27	18	10	23		20	21
音量調整機	個	40	8		11		10	11		
常用電源装置	式	8	1	1	1	1	1	1	1	1
非常電源装置	式	8	1	1	1	1	1	1	1	1
配線点検費・絶縁測定	式	8	1	1	1	1	1	1	1	1

※霞ヶ関西のスピーカーはうち1個は屋外に設置

項目	単位	数量	公民館名及び数量							
非常警報設備		合計	分室							
操作装置	台	1	1							
起動装置	個	1	1							
音響装置	個	1	1							

項目	単位	数量	公民館名及び数量							
排煙・防火扉及びシャッター		合計	古谷	南古谷	高階南	大東南	川鶴			
制御器	台	5	1	1	1	1	1			

煙感知機	個	9	1	2	3	2	1			
稼働タレ壁（連動付）	面	15	5		4	2	4			
シャッター	面	1		1						
防火扉	面	1		1						
配線点検費・絶縁測定	式	5	1	1	1	1	1			